

令和7年度鳥取県クリーニング師試験受験案内

1 試験の日時・場所

	期日	時間	場所
学科試験	令和7年11月6日(木)	午前9時40分～午前11時10分	鳥取県庁第二庁舎 (鳥取市東町一丁目271)
実地試験		午前11時40分～	

※受験者は午前9時30分までに集合してください。受付は午前9時から開始します。

2 試験科目等

	科目		配点	時間
学科試験	衛生法規に関する知識		100点	90分
	公衆衛生に関する知識		100点	
	洗たく物の処理に関する知識		100点	
実地試験	洗たく物の処理に関する技能	アイロン仕上げ	100点	8分
	洗たく物の処理に関する知識	繊維の判別	20点	4分
		しみの判別	20点	4分
		薬品の鑑別	10点	4分

※使用するアイロン：自動温度調節機能付き電熱アイロン（重量2.4kg）／スチーム機能なし

使用する仕上台：寸法1,000mm×700mm／吹上、吸引機能なし

3 受験申込手続

(1) 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。

(2) 受付期間

令和7年8月18日（月）から同年9月12日（金）まで（日曜日、土曜日を除く。）。なお、郵便等により提出する場合は、令和7年9月12日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付けます。

(3) 提出書類等

申請書類等	部数	注意事項
1 受験願書	1部	本受験案内に添付する受験願書に必要事項を記入してください。
2 履歴書	1部	日本産業規格によるものとし、3の写真と同じものを貼り付けてください。
3 写真 (履歴書に貼付するものとは別に必要です)	1枚	出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載して下さい。また、写真は貼り付けせず受験願書に添付して下さい。
4 受験資格を有することを証明する書類	1部	中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証書の写し ・卒業証書の写しを提出する場合は、受験願書提出の際に卒業証書の原本を持参し、原本と写しの照合を受けてください。 ・氏名を変更した場合は、提出時に事実の確認ができる書類（戸籍抄本等）を持参してください。
5 受験手数料の納付済証 (銀行等で領収印が押印されたもの)	1部	県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局から、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課から、手交又は郵送により納付書の交付を受け、当該納付書により手数料(7,000円)を納付してください。なお、既納の手数料は、還付しません。

(4) 提出先

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取市市民生活部環境局（〒680－8571 鳥取市幸町 71）

鳥取県中部総合事務所環境建築局（〒682－0802 倉吉市東巖城町 2）

鳥取県西部総合事務所環境建築局（〒683－0054 米子市糺町一丁目 160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680－8570 鳥取市東町一丁目 220）

4 合否基準

学科試験、実地試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

(1) 学科試験

原則として、試験の合計点が 180 点以上である者を合格とする。ただし、いずれかの科目で得点が 50 点未満である者は不合格とする。

(2) 実地試験

原則として、試験の合計点が 90 点以上である者を合格とする。ただし、いずれかの科目の得点が次に掲げる点数未満である者は不合格とする。

ア アイロン仕上げ（50 点）

イ 繊維の判別（8 点）

ウ しみの判別（8 点）

エ 薬品の鑑別（4 点）

5 受験に当たっての注意事項

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付します。

(2) 受験者は、試験当日、試験開始の 10 分前までに集合してください。（受付開始：午前 9 時～）

(3) 受験者は、受験通知書、筆記用具及び時計（計時機能のみのものに限る。）を持参すること。

なお、携帯電話、ウェアラブル端末（スマートウォッチ、スマートグラス等）又はタブレット端末等の通信、計算又はメモ等の機能を有する電子機器類を時計として使用することは認めない。

6 合格発表

合格者の受験番号を令和 7 年 11 月 28 日（金）にくらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に試験結果通知書を送付します。

7 その他

(1) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていること、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 郵便等により願書を請求する場合は、110 円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(3) この試験の得点については、即時に開示を請求することができます。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降 1 月が経過する日までの間に、くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出てください。

(4) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話 0857－26－7185）に問い合わせること。

様式第4号(第5条関係)

クリーニング師試験受験願書

鳥取県知事 平井伸治 様

年 月 日

申 請 者

郵便番号

住 所

フリガナ
氏 名

年 月 日生

電話番号

クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により出願します。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真(出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートル、脱帽、正面のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- 3 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であることを証する書類